

時評

子どもに対するあらゆる暴力禁止を ——国連子どもの権利委員会「最終見解」公表



弁護士
津田玄児

2月1日。国連子どもの権利委員会は、日本政府の第4・5回統合報告書について、審査を終え、パラ55項目にわたる最終見解を明らかにした。

そのパラ4は、すべての勧告が重要であるとし、条約に規定されたすべての権利は不可分かつ相互依存적であることを想起するよう求めた上で、その中で緊急的措置が執られねばならない領域として、体罰(パラ25、26)を含む6項目をあげている。

体罰については、①法によって禁止されている体罰が、実効的に実施されていない。②家庭及び代替養育の現場において体罰が、法律で全面的に禁じられていない。③民法及び児童虐待防止法が、適切な懲戒を認めており、体罰の許容性について曖昧であるとの懸念を表明し、さらに、④法律とくに児童虐待防止法および民法において、あらゆる状況において、軽微なものであれ、あらゆる体罰を、明示的かつ全面的に、禁止すること。

⑤根絶をめざす意識的キャンペーンを強化し、非暴力的、参加型の子どもの養育としつけの推進を、ふくめ、あらゆる状況において、体罰を現実に根絶する措置を強化することを、勧告している。

丁度この勧告の前後に国内では、体罰による虐待の事例と、しつけだとの弁解がつづき、これに応じて一旦おこなわれた一時保護が撤回され虐待死につながったと疑われる事例さえ生じるにいたっている。

民法の規定は、第820条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。であり、第822条は親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。である。

親権について、第820条で、子の利益のために、権利を有し、義務を負うとなっているので、子どもに対する暴力は、そもそも許されないと理解すべきだとも思われるが、更に第822条の、必要な範囲内でその子を懲戒することができる。が、限界を曖昧にしており、しつけの弁解が有効に機能する領域をつくりだしているのである。

児童虐待防止法は、そもそも法の対象が、児童虐待の範囲であり、全てに及ぶものではない。

軽微なものであれ、あらゆる体罰を、明示的かつ全面的に、禁止するという最終見解の勧告は、この現状に対応する、適切な提案といえる。

なおここでは、体罰のみが問題にされているが、国連は体罰のみでなく、子どもに対するあらゆる暴力禁止を提起している。

それは、子どもに成人と同等の意見表明を求める以上、当然のことである。

体罰の禁止は、そうした対応を象徴する当面の課題として、緊急的措置が求められているのである。

今日の自国偏重の対応の展開が、人類になにをもたらすか、子どもたちの意見は、そうした対応についても、新しい展望につながるものでもある。子どもの権利の尊重にまず、期待したい。

(つだ げんじ)

